

岡山県農業経営改善促進資金利子助成金交付要綱

農 林 水 産 部 長 通 知
制 定 平成15年3月17日付け組 第 611 号
最終改正 令和3年4月1日付け組 第 69 号

(趣 旨)

第1条 知事は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第6の2に規定する農業経営改善促進資金の融通に必要な基金（以下「県低利預託基金」という。）を造成するため、岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年10月18日付け農経第725号知事通知）第6の2の(1)に基づき岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が借り入れた資金に対し、利子助成金を交付するものとし、この交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱の定めるところによる。

(利子助成)

第2条 前条の借入金に係る利子助成は、当該借入金の利息相当額の10分の10以内とする。

(利子助成契約書)

第3条 第1条の利子助成は、知事が基金協会との間に締結する利子助成契約書（様式第1号）に基づいて行うものとする。

(利子助成金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子助成金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間における各借入金の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数（365日）で除して得た額をいう。）に対し、第2条に規定する利子助成率を乗じて得た額とする。

(利子助成金の交付申請)

第5条 基金協会は、利子助成金の交付を受けようとするときは、利子助成金交付申請書（様式第2号）に農業経営改善促進資金利子助成金計算明細書（様式第3号）を添えて、4月10日までに知事に提出しなければならない。

(利子助成金の交付)

第6条 知事は、基金協会から前条の申請書を受理した場合において、適正であると認めるときは、当該申請書を受理した日の属する月の翌月中に利子助成金を支払うものとする。

(利子助成金の打ち切り等)

第7条 知事は、基金協会の責めに帰すべき事由により基金協会がこの要綱又は第3条の規定により締結する契約に違反したときは、基金協会に対する利子助成金を打ち切り、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告及び調査)

第8条 基金協会は、知事が基金協会の行った第1条の利子助成に係る県低利預託基金の造成等に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該基金の造成等に関する帳簿・書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(帳簿等の保存年限)

第9条 基金協会は、利子助成に係る帳簿及び証拠書類を当該利子助成事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則 (平成15年3月17日付け組第611号)

この要綱は、平成15年3月17日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日付け組第69号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。